令和 3 年 7 月 12 日

第 7 回

議 事 録

小国町農業委員会

令和３年第７回小国町農業委員会議事録

１．開催日時　　令和３年７月１２日（金）午後１時３０分から

２．開催場所　　おぐに町民センター　３０１号室

３．出席委員（農業委員８名　　計８名）

会　　長		松岡　克明
会長職務代理者	１番	石松　雄平
委　　員	２番	梅木　美代
	３番	穴井　英雄
	４番	飯沼　由彦
	５番	宮﨑　博美
	６番	佐藤　仲子
	７番	穴井　千年

農地利用最適化推進委員　　後藤　信介
　　木附　栄三

４．欠席委員

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　議案第１号　　農地法第３条の規定による許可申請について（地上権設定）

第３　　議案第２号　　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農地利用集積計画について（利用権貸借）

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　宮崎　智幸
事務局職員　　波多野　裕

７．会議の概要

事務局長　　ただ今から、令和３年第７回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は8名で、総会は成立しております。
それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議　　長　　これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議　　長　　それでは、議事録署名委員は、２番梅木美代委員、６番佐藤仲子委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には、事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議　　長　　次に、日程第 2 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案集の 1 ページをお開きください。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和 3 年 7 月 12 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。
議案第 1 号番号 1 です。土地の所在は、大字北里字〇〇〇〇番地から大字北里字〇〇〇〇番地の 2 筆です。土地の地目は、登記簿原野、現況畑です。土地の面積は、2 筆合計で 508,821 ㎡です。権利の種別は、3 条の地上権設定となります。内容としましては、新規となります。設定者と被設定者は記載の通りです。申請事由としましては、仮設配管埋設の為となっています。備考欄には、設定期間が 1 年となっています。詳しくは、別冊資料 1 の 1 ページに許可申請書の写しが付けてあります。2 ページの 3 番に権利を設定し、又移転をしようとする契約の内容が記

載されています。土地所有者である〇〇と〇〇は、配管設備埋設を目的とした地上権の設定の契約を締結いたします。使用期間は1年と定めます。3条申請の許可取得後、速やかに地上権設定登記を行い、登記完了後に配管設備の埋設工事に着手したいと思いますとなっています。続きまして 4 ページをお開きください。事業計画になります。読み上げます。今回、弊社〇〇の地熱発電事業計画を進める上で、生産井の能力を図るための噴気試験を行なわなければなりません。熱水を送る仮設配管が農地を通ることから、農地法 3 条の規定により地上権設定が必要となるため許可頂きたく申請を致しました。別ルートでも検討してまいりましたが、各井戸が互いに干渉していないか検証する為には、既設井戸まで熱水を運搬する必要があります。また農地を除外したルートで配管すると標高差による圧力に耐えられずジョイント部が破断してしまいます。仮設配管では、この圧力に耐えられるものではありません。今回は、噴気試験のための配管なので永久的に設置するような強度のある本設配管は設置できません。したがって、農地を除外したルートで配管する事ができないと判断をしたため、配管を農地内に埋設する計画で進めさせて頂きたいと思います。仮設配管設置期間は 1 年間とし、その後は速やかに配管を撤去し、農地の復旧を行います。周辺の土地は、〇〇の〇〇である〇〇が所有しており、広大な土地で食肉用の馬を放牧しております。関係権利者である〇〇とは地上権設定契約を結び、馬や放牧地に影響のないように配管設備は全て埋設とし、営農に支障のないよう工事を進める事で調整しておりますという事業内容となっています。5ページが位置図です。6ページに航空写真が付けてあります。この赤い線の部分に仮設の配管を行う計画となっています。7ページが仮設配管施工エリア求積図となります。8ページが標準断面図です。基本的には、農地の部分を掘削して、直径 100 の鋼管 2 本を仮設配管して埋め戻すという内容になっています。続きまして、9ページが全体の計画図になっています。今回の計画は、仮設配管ルートは、赤い部分となります。それ以外の部分については既存のルートや、これからの計画ルートになっています。10 ページは、先ほどの計画と同じく、熱水を運搬する必要性という事で記載されています。11ページ、12ページが字図になります。13ページから16ページが、登記簿謄本の写しです。権利関係に支障となるものはございません。それから、17 ページが

農業委員さんと推進委員さんとの現地確認時の写真です。18 ページが、申請内容確認書になります。説明は以上です。

議　　長　　ただいまの事務局の説明に関連して、穴井英雄委員から報告をお願いします。

３　　番　　7 月 6 日に、松岡会長、北里地区の推進委員さん 2 名、事務局 2 名と、私で現地を確認に行きました。現況は、馬を放牧している場所に道路を作り、その下に配管を設置するという事です。別に問題はないと思います。皆様の御審議よろしくお願い致します。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

１　　番　　1 番です。太陽光発電施設の時は、農地転用をしたと思いますが、今回は、配管設置を行う時に除外をするという事はなくて、地上権の設定のみ行うのですか。

事 務 局 長　　太陽光の営農型発電の事だと思いますが、営農型発電については、農地が農地でなくなる部分があるという事で、農地法の 4 条や 5 条の一時転用の手続きが必要になります。今回の件につきましては、使用収益権の地上権という事で、完全に農地の中に農地に影響がない形で埋設を行いますので、転用が必要ではなく、地上権設定のみとなります。

１　　番　　わかりました。もう 1 つお尋ねです。譲り渡し人と譲り受け人が同一会社関係と思います。1 年過ぎてもそのままの状態という事もあり得ると思いますが、その確認は、事務局がされるのですか。それとも撤去完了の申請があがってくるのですか。

事 務 局 長　　今回の申請につきましは、申請者の方から、その期間だけという事で申請をされています。現実的には、その 1 年間という約束の部分を必ず守らなくてはならない状態になっています。申請者達は、1 年で撤去しますと話されていますので、撤去命令を出す事にはならないと思います。一応農業委員会で確認はします。

７　　番　　7番です。今、新しく掘削している井戸がありますね。その仮設配管を撤去した後の熱水は、どうするのですか。

事務局長　　今回の申請の部分は、仮設の配管という事です。本設の場合には、本設の管理溝等の埋設ができないことや農地転用が難しいことを確認しましたところ、農地以外で本設の還元井に向けての配管設定を行うと説明は受けております。今回は、試験の為の仮設配管で、農地の区間では完全埋設という事です。本設での還元井の配管につきましては、完全埋設はできないので、違う所で行うと聞いています。以上です。

７　　番　　1年間継続して、噴気試験を行うのですか。

事務局長　　聞いていますのは、長くても半年程度、余裕を見まして、1年間で試験噴気は終了と聞いています。

６　　番　　熱水を空芯菜に使用できるようにする為の試験なのですか。

事務局長　　少し説明をさせて頂きます。別冊資料の10ページをお開きください。既設井戸まで熱水を運搬する必要性、安定した発電所運営のため各井戸が互いに干渉されていないか検証を行います。という事で、元々掘っていた1本目の部分はもう還元井までありますので、その部分と、今回2本目掘った部分が互いに干渉していないかの噴気試験をします。今回は、既設の井戸、新規の井戸を同時に噴気させ、圧力、熱水量、蒸気量の変化を計測する噴気試験を行いますという内容になっております。1本目と、2本目の関係性の噴気試験になります。仮設配管の噴気試験なので、試験終了後に配管は撤去します。

２　　番　　試験的な事だと思いますが、これがお互いに干渉しないと分かった時は、いつ頃、熱水を空芯菜に利用されるのですか。

事務局長　　聞いている範囲で回答をしますと、熱水をハウス関係で使用される目途というのは、決まっていないみたいです。余った熱水をハウスに持っていくだけで、うまく農業に使えるかどうか、今色々な調査も含めて行っているところです。言われました場

所については、別な農地の利用方法も含めて検討をしています。先々月頃に、適格法人の件で話があがったと思いますが、その時、上手く利用されていない部分もありましたので、本人さん達もお呼びして話をさせて頂きました。当然、ハウスを作るという計画はしていますけど、計画変更は認められますので、有効に農地を使って下さいという事で指導は終わりました。現時点では、そこが未確定要素として中々難しいところではあります。以上です。

５　　番　　5番です。安定した発電所運営の為にと書かれていますが、発電所運営を将来されるので、こんな形にされたのですか。

事務局長　　今回、仮設配管の掘削している部分につきましては、発電所運営の為の試験という事です。

議　　長　　それでは採決いたします。議案第 1 号について、原案の通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第1号は原案の通り決定しました。

議　　長　　次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法第18条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長　　議案集の3ページをお開きください。「農業経営基盤強化促に基づく農地利用集積計画の承認について」（利用権貸借）農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。令和3年7月12日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は、大字黒渕字〇〇〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田です。土地の面積は2, 631 ㎡、内容としましては、新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は、水稲、期間は 3 年、10ａ当たりの賃貸料は記載の通りです。詳細につ

いては、別冊資料の最後のページです。利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況が記載されています。設定を受ける者の要件、特に農用地の全てを効率的に耕作する事、農作業に常時従事する事についての要件はクリアしております。説明は以上です。

議　　長　　それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

４　　番　　４番です。内容は、新規になっていますけど、今年は、何も植わっていない状態なのですか。

事務局長　　現場は、水稲が植わった状況になっています。

議　　長　　それでは、採決いたします。議案第 2 号の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全　員　賛　成）

議　　長　　全員賛成ですので、議案第 2 号の原案について同意することを決定します。

議　　長　　それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第７回総会を閉会致します。

令和３年第７回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

２　　番

６　　番